（許可申請が不要な工事）

（該当する事項に ☑ を付けてください。)

|  |  |
| --- | --- |
|  | **別に本体工事があり、その施行に付随して行われる土石の堆積であり、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を、当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するものに該当しない。** |

**許可申請書類一覧**

（要否欄が「※」とされている書類は、条件を満たす場合に添付が必要）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 綴り順 | チェック  (✓) | | | 書類名称  附属書類 | | 要否 | チェック事項  （添付が不要な項目を除き、 ☑ を付けてください。) | |
|  |  | | | 申請書類チェックリスト(参考様式２号) | | 必須 | 申請書類は本紙の綴り順どおりに並べ項目ごとインデックスを添付している。（インデックスは添付書類に直接貼り付けず、仕切り紙に添付） | |
|  | | | 技術的基準適合チェックリスト(参考様式４号) | | 必須 |  | |
|  | | | 申請書(省令様式第４) | | 必須 | 第12条第１項(宅地造成等工事規制区域)・第30条第１項(特定盛土等規制区域)の記載について該当しない規定を抹消してある。(2種類の規制区域に跨る場合には、第12条第１項の規定を適用)  静岡県収入証紙が添付されている。  　 ・ 土石を堆積する面積に応じた金額となっている。  　 ・ 証紙を貼付けた用紙には、工事主、工事を施工する土地が明記されている。  申請書の提出を工事主以外が行うときは、委任されている権限が正しく記載された委任状が添付されている。  法人役員住所氏名・土地の所在地及び地番を別紙参照とした場合、申請書の後ろに別紙を添付している。 | |
| １ |  | | | 位置図 | | 必須 | (詳細　申請の手引き　第2編　第３ 許可申請に必要な書類等　図面の詳細)  図面に記載すべき事項は全て記載されている。 | |
| ２ |  | | | 工程表 | | 必須 | 年間の搬入・搬出量等について記載 | |
| ３ |  | | | 工事をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真及び撮影位置図 | | 必須 | 撮影位置図に撮影した位置・方向・日時を記載している。 | |
| ４ |  | | | 住民周知措置実施報告書(細則様式２号) | | 必須 | 実施方法に合わせて必要な書類が添付されている。 | |
| 説明会  書面配布 | ⇒ 説明に使用した資料  周知をした範囲を示した書類　 議事録  ⇒ 配布した資料  周知をした範囲を示した書類 |
| 掲示板  ・ネット掲示 | ⇒ 掲示をした資料  掲示の状況が確認できる写真  掲示箇所を示した書類  ウェブページを印刷したもの |
|  | | | 住民周知措置チェックリスト(参考様式９号) | | 必須 |  | |
| ５ |  | | | 工事施行者の能力を証する書類(細則様式４号) | | 必須 | 建設業法による建設業の許可等を持つ者は当該許可証等の写しを添付している。 | |
|  | | | 工事施行者の登記事項証明書(法人の場合)又は住民票の写し(個人の場合) | | 必須 | 登記事項証明書(「登記情報提供サービス」にて閲覧できる登記情報を印刷した書類でも可)又は住民票の写しは申請日の前３ヶ月以内に取得している。  住民票の写しを個人番号カードの写しに代える場合は、個人番号が掲載されていない。（表面のコピーのみ添付している。） | |
| ６ |  | | | 土地調書(参考様式６号) | | 必須 | 工事に関連して一体的に利用する全ての土地を記載し、同意が必要な権利を所有する全ての者を記載している。 | |
|  | | | 土地権利者同意書(参考様式５号) | | 必須 | 同意が必要な権利を所有する全ての者の同意書(又は必要な事項が記載された同意を得たことを証する書類)を添付している。 | |
|  | | | 工事に関連して一体的に利用する全ての土地の登記事項証明書 | | 必須 | 申請日前３ヶ月以内に取得している。(登記事項要約書や「登記情報提供サービス」にて閲覧できる登記情報を印刷した書類でも可) | |
|  | | | 工事に関連して一体的に利用する全ての土地の公図の写し | | 必須 | (詳細　申請の手引き　第2編　第３ 許可申請に必要な書類等　図面の詳細)  公図は申請日前３ヶ月以内に取得している。 | |
| ７ |  | | | 図面を作成した者が必要な資格を有する者であることを証する書類 | | ※ | (詳細　申請の手引き　第2編　第４ 審査　６ 設計者の資格　資格一覧)  該当する設計者の資格に対応する提出書類が添付されている。  ※構台、鋼矢板を設置する場合に必要 | |
| ８ |  | | | 資力信用確認書類【法人の場合】 | | | | |
|  | 登記事項証明書 | 必須 | 申請日前３ヶ月以内に取得している。(「登記情報提供サービス」にて閲覧できる登記情報を印刷した書類でも可) | |
|  | 役員全員の住民票の写し | 必須 | 申請日前３ヶ月以内に取得している。  個人番号が掲載されていない。（個人番号カードの写しを代わりに添付する場合は、表面のコピーのみ添付している。） | |
|  | 直前３年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 | 必須 |  | |
|  | 直前３年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書及び個別注記表 | 必須 |  | |
|  | 信用に関する申告書(細則様式３号) | 必須 |  | |
|  | 資金計画書(省令様式５) | 必須 | 残土処分収入を見込んでいる場合、単価の算定根拠が添付されている。  調整池等の防災施設を設置する場合、維持費（しゅん渫費）等が適切な回数分計上されている。 | |
|  | 融資証明書 | 必須 | 資金計画書の裏付けとして必要なもの書類を添付している。 | |
|  | 預貯金残高を証する書類 |
|  | その他の盛土等に要する資金を調達することができることを証する書類 |
|  | 資力信用確認書類【個人の場合】 | | | | | | |
|  | | | 住民票の写し | 必須 | 申請日前３ヶ月以内に取得している。  個人番号が掲載されていない。（個人番号カードの写しを代わりに添付する場合は、表面のコピーのみ添付している。） | |
|  | | | 直前３年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 | 必須 |  | |
|  | | | 信用に関する申告書(細則様式３号) | 必須 |  | |
|  | | | 資金計画書(省令様式５) | 必須 | 残土処分収入を見込んでいる場合、単価の算定根拠が添付されている。  調整池等の防災施設を設置する場合、維持費（しゅん渫費）等が適切な回数分計上されている。 | |
|  | | | 融資証明書 | 必須 | 資金計画書の裏付けとして必要なもの書類を添付している。 | |
|  | | | 預貯金残高を証する書類 |
|  | | | その他の盛土等に要する資金を調達することができることを証する書類 |
| ９ |  | | 構造計算書 | | | | | |
|  | | 防災施設構造計算書 | ※ | ※以下のいずれかに該当する場合に必要  ・ 傾斜地盤（勾配1/10以上）に土石の堆積を行う場合で土石の崩壊防止の措置（構台等）を行うもの  ・ 空地等を設けずに土石の堆積を行う場合であり、土石の流出防止の措置（鋼矢板等）を行うもの | |
|  | | 排水施設流量計算書 | 必須 |  | |
| 10 |  | | 河川管理者等の同意を証する書類 | | | ※ | 工事を行う土地の区域からの雨水の排水について、放流先の施設管理者と調整池の設置の有無等を含め協議し、同意を得たことがわかる書類（協議記録等）を添付している。  ※土石の堆積に関する工事を行う土地の区域外に水を放流する場合に必要 | |
| 11 |  | | 大臣認定擁壁を証する書類 | | | ※ | ※政令第17条に係る擁壁を用いる場合に必要 | |
| 12 |  | | 図面 | | | 必須 | (詳細　申請の手引き　第2編　第３ 許可申請に必要な書類等　図面の詳細)  図面に記載すべき事項は全て記載されている。 | |
|  | | 地形図（現況平面図） | 必須 |  | |
|  | | 土地の平面図 | 必須 | 申請書類の面積と一致する。【７工事の概要（ロ）（ト）】 | |
|  | | 土地の断面図 | 必須 | 申請書類の高さと一致する。【７工事の概要（イ）（二）】 | |
|  | | 求積図 | 必須 | 申請書類の面積と一致する。【５土地の面積、７工事の概要（ロ）】 | |
|  | | 防災計画平面図 | 必須 | ※　防災施設を設置する場合に必要  申請書の記載と一致する。【７工事の概要（ホ）～（ル）】 | |